



競技者登録料の改定について

(財)日本自転車競技連盟

近年、自転車の交通事故は自転車側が被害者になるばかりでなく、加害者となる事例も増加し、5000万円を超える賠償金が自転車利用者側に課される例も発生しております。

こうした状況下に、本連盟競技規則第5条2.(8)においても、本連盟の登録証の所持者は賠償責任保険に加入することを義務付けているところですが、単独の賠償責任保険としての商品は一般的でなく、この条項が全登録競技者により完全に遵守されているか否かの確認は困難でありました。

そこで本連盟は本年9月の理事会において、競技者登録に賠償責任保険を付帯させることを決定し、適切な保険契約を行うべく保険会社、代理店と協議して参りました。この度保険契約先が決定いたしましたので、保険内容と併せて競技者登録料の新金額について、下記のとおりご案内いたします。

個人賠償責任保険補償特約 (国内・国外補償、国内で発生した事故のみ示談交渉サービス付) 保険金額 1 億円

日常生活で生じた偶然な事故によって、他人にケガを負わせたり他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。

この特約の被保険者(補償の対象となる方) 本人 本人の配偶者 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

Table with 2 columns: 対象となる場合 (e.g., 自転車通行中ぶつかり、ケガをさせた) and 対象とならない場合 (e.g., 故意、被保険者の職務遂行に起因)

交通事故傷害保険(国内・国外補償) 死亡・後遺障害保険金額 1 万円

交通事故によるケガで死亡したとき、後遺障害を被ったときに補償します。

この保険の被保険者(補償の対象となる方)は、本人のみです。

Table with 2 columns: 対象となる場合 (e.g., 自転車転倒して死亡した) and 対象とならない場合 (e.g., 故意または重大な過失、自転車競技中)

なお、競輪の選手、UCI プロチーム・プロフェッショナルコンチネンタルチーム所属の選手の方々については、競技中、練習中、大会参加中などの事故は「被保険者の職務遂行に起因するもの」とみなされるため、個人賠償責任保険補償特約の対象外となりますことをお断りいたします。(ただしこれらプロ選手であっても、日常生活で生じた偶然な事故により賠償の責を負った場合は補償特約の対象となります。)

なお、この保険契約は個人賠償責任保険補償を主眼とし、保険料を安価とするため傷害保険金額は1万円になります。保険の詳細については、こちらをご覧ください。

Table with 7 columns: 競技者登録料一覧, 2013/4/1 施行, 男子, 女子, 新規・再登録登録料, 継続登録料, 臨時登録料. Rows include エリート, アンダー23, ジュニア, ユース (U17, U15, U13), マスターズ.

競技者登録料には、臨時登録の場合を除き、日本国内外で有効な第三者に対する賠償責任保険料を含みます。競技者登録は、47 の都道府県自転車競技連盟を窓口として登録することができます。各自転車競技連盟の連絡先は、加盟団体名簿をご覧ください; http://jcf.or.jp/?cat=558

登録する都道府県自転車競技連盟毎に、この表に示す登録料以外に、事務手数料、通信費、保険料等の料金納入が必要な場合がありますので、各都道府県連盟にお問い合わせください。